

平成21年7月30日

各 位

会 社 名 : 日本エンタープライズ株式会社
代表者の役職名 : 代表取締役社長 植田勝典
(コード番号 4 8 2 9 東証第二部)
問合せ先責任者 : 常務取締役管理本部長 田中 勝
T E L : 0 3 - 5 7 7 4 - 5 7 3 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年7月30日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成21年8月28日開催予定の第21回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されたことにより、当社定款規定のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 : 平成21年8月28日

定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 : 平成21年8月28日

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主及び新株予約権者の権利行使、株式及び新株予約権に関する取扱い並びにこれらの手数料については、法令又は定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規則によるものとする。</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)又は登録株式質権者をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</p> <p>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</p> <p><u>第11条～第45条</u> (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第7条</u> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第8条</u> 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主又は登録株式質権者をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>第10条～第44条</u> (現行どおり)</p>

以上